

2016

Jul, Vol. 172

News Letter

— 目 次 —

Plaza-i レポートデザイナー紹介

スマホで領収書を撮影して経費精算

クラウドサービス

Plaza-i 分割請求の運用例 -手付けは前受で都度請求、残金は納品後に締め請求-

Plaza-i データエクスポート制限機能

ERP とシステムによる効率化

最新の Plaza-i バージョン情報

企業版ふるさと納税

リストラクテッド・ストック (RS) 第2回

Bal

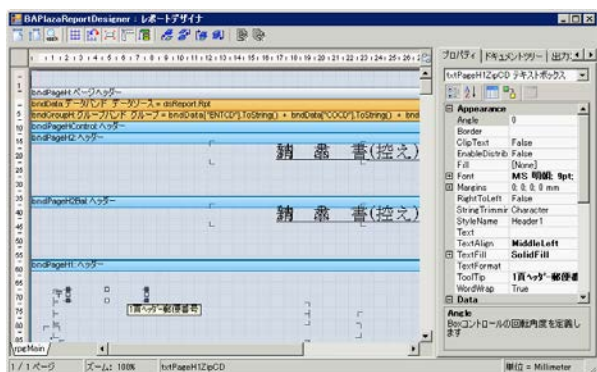
Plaza-i レポートデザイナー紹介

Plaza-i には、ご利用の画面や帳票のキャプションやフォント、既存帳票デザインの一部変更、汎用帳票の項目の位置や高さの指定などを行うための機能として、ユーザキャプションマスターがあります。

このような設定変更を支援する機能として、画面用のフォームデザイナーが追加されたことを、2016年1月のニュースレターにてご紹介致しました。

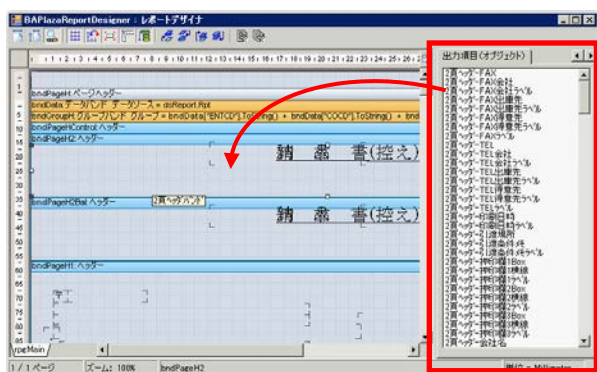
それに続きまして、Plaza-i バージョン 2.01.34 では、帳票用のレポートデザイナーもご利用いただけるようになりました。

(レポートデザイナー)



フォームデザイナーと同様に、保存したユーザキャプションマスターの設定がデザイナー上にビジュアルに表示されますので、ほぼ実際の見た目を確認できるとともに、デザイナー上での変更操作が、即座にユーザキャプションマスターの設定に反映されます。

(バンドに配置可能な出力項目の一覧)



また、バンドをダブルクリックすると、そのバンドに配置可能な出力項目の一覧が表示されます。その出力項目は、ドラッグ&ドロップで出力したいバンドに配置できますので、直感的で、変更のしやすさも向上しています。

画面と帳票、2つのデザイナー機能が提供されていますので、ぜひご活用いただければ幸いです。

スマホで領収書を撮影して経費精算

領収書の電子データによる保存

2017年より経費等の領収書をスマホやデジカメで撮影したものが認められるようになります。(上記が認められるためには必要な要件がありますのでご注意ください。)

これまで2005年に施行されたe-文書法によって電子データでの領収書保存は認められていましたが、かつては3万円未満という制約があったり、固定型のスキャナによる電子データ化しか認められていなかったこともあり、あまり普及しませんでした。

3万円未満の制約は既に緩和され、金額にかかわらず電子保存が認められていますが、来年からは固定型のスキャナという要件が緩和され、はっきりと認識できるかどうかや、改ざんされていないかといった要件を満たす必要はありますが、スマートフォンやデジタルカメラで撮影した領収書も認められるようになり、この制度が大幅に普及していくと思われます。

どんなメリットがあるのか?

もっともわかりやすいメリットとしてはこれまで紙を保管していた物理的なスペースが必要なくなることで、そして廃棄や移動といった手間がなくなることが考えられます。

経団連の試算によると領収書や契約書などの税務書類の保管や輸送のコストは全体で年間3,000億円にも達するという事です。

もちろん多くの文書は7年等の保管期間があるため来年から電子保存を進めてもすぐに保管が不要になるということではありませんが、多くの会社にとって長期的にはコスト削減につながると思います。

経費精算を行う従業員にとっても、これまでとはたえ外出先からシステム等で経費精算を行えたとしても、領収書は必ず事務所に戻って提出しなければいけませんでした。その場で領収書まで含めて経費精算を完了させることがで

きるようになり、領収書でお財布がパンパンになってしまうということからも解放されますし、紛失してしまうリスクも軽減されます。

経費精算以外にも契約書や注文書といった紙文書に関しても電子データ化することで保管場所等の削減はもちろんですが、電子データとしてシステムの伝票等とリンクすることで紙自体を探す時間を減らすといったことも期待できます。

Plaza-i での対応

2017年よりこれまで紙で保管が必要であった文書が電子データで保管できるようになるということを記載させていただきましたが、ここで Plaza-i での対応について少し記載させていただきます。

Plaza-i では経費精算の領収書や請求書、注文書（受注伝票や発注伝票）等を電子データで各伝票とリンクして保存する機能を順次、実装しております。（現状の経費精算や見積伝票、受注伝票等で実現している伝票ファイル添付機能を他のメニューにも広げていきます。）

また電子データ保管の要件として改ざん防止や真正性を担保するために電子署名を利用する必要がありますが、こちらに関しては認証を受けた電子署名のみに限られるため、電子署名の部分については他社システムとの連携により実現を予定しています。

弊社でも当制度の利用を予定し、開発を進めております。利用状況等については後日またご報告させていただこうと考えております。

クラウドサービス

Oracle 社がクラウドサービスに本格的参入を始めるなど、企業や組織において、社内の情報資産をクラウドサービスに預けるということも視野に入れシステム構成を検討する流れが加速してきていると感じております。

クラウドサービスには興味があるが、漠然としていて、具体的にはどんなものかよくわからない方も多いかと思っておりますので、改めて、クラウドサービスはどのようなものかまとめてみました。

クラウドサービスは、主に以下の 3 つに分類されています。

SaaS（ソース：Software as a Service）

インターネット経由での、電子メール、グループウェア、顧客管理、財務会計などソフトウェア機能の提供を行うサービスです。具体的な例としては、Google Apps や Office365 などが挙げられます。

PaaS（パース：Platform as a Service）

インターネット経由での、仮想化されたアプリケーションサーバやデータベースなどアプリケーション実行用のプラットフォーム機能の提供を行うサービス。代表的なものとして Google App Engine、Force.com など開発環境提供などが挙げられます。

IaaS（イアース：Infrastructure as a Service）

インターネット経由で、デスクトップ仮想化や共有ディスクなど、ハードウェアやインフラ機能の提供を行うサービスです。Amazon EC2 やニフティクラウド等が代表的な例となります。

また、「パブリッククラウド」と「プライベートクラウド」というクラウドサービスをどのように利用するか 2 通りの選択がございます。

パブリッククラウドは企業や組織をはじめとした不特定多数のユーザ向けに提供されるサービスでクラウド環境を共有して利用する形となります。一方のプライベートクラウドは一企業でクラウド環境を占有する利用方法です。

パブリッククラウドのメリットとして、

- ・サービス利用が一般的には即日利用できるものが多いため、インフラ調達時間の短縮ができる。
- ・従量課金型のサービスが多く、利用する分だけ費用を負担すればよく、運用によってはコストを低減できる。
- ・サーバ環境が共有のため、サーバメンテナンス・運用はクラウドベンダーが受け持ってくれるケースが多い等が挙げられます。

デメリットは

- ・共有サーバのため、他ユーザの利用負荷が増大した場合、レスポンスに影響が生じる。

・複数社でサービスを共有するので、企業ごとの都合に合わせて自由にカスタマイズが出来ない。などがあります。

プライベートクラウドのメリットとしては
・一社で占有するため、企業の業務に合わせて自由に構成などカスタマイズができることです。
・専用環境になりますので、高度なセキュリティを維持することも可能です。

デメリットは

・システム構築には専門的な知識が必要で、運用にかかるコストも高いというデメリットがあります。
・物理的なインフラの指定、購入、収容、更新、メンテナンス、セキュリティに対する多大なリソースを必要とするので、大規模な初期投資費用が発生する場合も御座います。

クラウドサービスそのものを採用するメリットとして

・社内物理サーバが不要
・IT投資のリスク軽減
・柔軟にシステム構成が変えられる。
・導入や維持に関する社内担当者の負担軽減
・BCP（事業継続計画）の向上

が御座います。

一方、デメリットとして

・オンライン環境がなければ利用できない
・システム環境をベンダー依存となる。
・場合によってはコストメリットの逆転もありえる

・サービス継続の不安（滅多にあることではありませんが、サービスを提供している会社が、倒産などでサービスを中止してしまったり、ネットワーク障害やサイバー攻撃等でサービスを継続できなくなったりすることもあり得ます。サービスレベルや約款に留意することが必要です。）

等が挙げられます。

説明が長くなりましたが、弊社 Plaza-i DB サーバ環境の目的で、クラウドサービスでご利用いただく場合、AWS や AZURE など、IaaS のクラウド環境をご用意頂くケースが多いです。

弊社でも Plaza-i サーバ環境のクラウド環境について弊社よりご提案も含めた形でご相談も承れますので、お気軽にお問い合わせ頂ければと存じます。

Plaza-i 分割請求の運用例

-手付けは前受で都度請求、残金は納品後に締め請求-

はじめに

高額な商品を扱っている場合などは特に、一回の受注金額を数回に分割して請求することがあります。例えば、受注金額の内、一部を手付け金として受注後、数日以内に（前受）請求し、残金を納品後に請求する、といった場合です。

手付け金も納品後請求の残金も、どちらも都度請求する方法は、以前より Plaza-i ユーザーズガイド、SOE 受注（章）、受注伝票入力ー請求情報・付随収入・消費税（節）、受注伝票の商品明細から請求書を作成する場合（項）で、ご紹介しておりました。

本稿では、手付け金は都度請求するが、納品後請求の残金については、月次でまとめて請求する、いわゆる締め請求で請求する方法をご紹介させていただきます。

次項以下、受注金額 42 万、その内、手付け金 10 万、残金 32 万という例で解説します。

セットアップ

実際は同じ請求先ですが、システム上、都度請求用と締め請求用に別々に 2 つの請求先を取引先マスター及び得意先マスターに登録します。

取引先マスター登録の注意点として、取引先名は、請求書に出力する関係で、都度請求用と締め請求用もどちらも請求先の正式名を登録します。そのため、都度請求用と締め請求用も同じ取引先名となり、システム上、取引先名では区別することができないため、取引先コードを見て判るように登録します。例えば、都度請求

用については、取引先コードの先頭に「T」を付けるなど工夫して登録します。

得意先マスターの登録にあたっては、売上請求締め単位区分、売上請求締め元区分、支払予定日コード、請求先コードなどの設定に気を付けながら、都度請求用と締め請求用をそれぞれ登録します。

受注伝票入力

得意先は、通常の締め請求用の得意先コードを選択します。

請求情報タブで、手付け 10 万を前受請求するため、請求締め元を「請求予定」とし、請求明細を 2 行登録します。

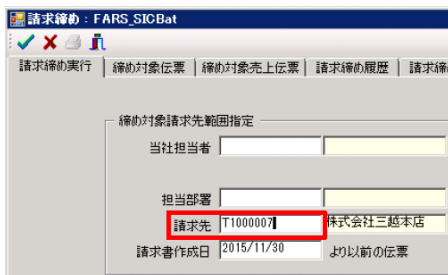
1 行を請求先コード「都度請求用」にします。手付け 10 万を登録します。もう 1 行を請求先コード「締め請求用」にします。残金 32 万を登録します。

請求先を都度請求用と締め請求用に分けて登録するところがポイントです。



手付け金 10 万を前受請求する

請求締め画面で、請求先に受注伝票で指定した「都度請求用」の請求先コードを指定します。



(請求締め実行をする前に)締め対象伝票タブで、今回請求対象の伝票の、請求締め単位区分を「締め毎」から「単独」へ変更します。



これにより、受注伝票上の請求締め単位は「締め毎」であったとしても、手付け 10 万については「単独」で請求書(鑑)に影響させずに、都度請求書を出力することができます。

納品後、残金 32 万を請求する

売上計上後、締め日単位で、通常通り請求締め実行を行います。

請求締め後、請求書を出力すると、次のような請求書(鑑)の表示になります。

前回御請求金額	前回分御入金金額	繰越額	今回御買上額	今回御請求額
¥0	¥0	¥0	¥345,660	¥345,660

(通常は、前回御請求金額、前回分御入金金額などが表示され、また、今回御買上額は該当の請求期間内の他の売上と合計した金額が表示されますが、今回は便宜上、前回御請求金額、前回分御入金金額及び該当の請求期間内の他の売上がなかった場合の表示イメージです。)

入金予定に従い、手付け分が先月末、残金が今月末に入金されました。その後、今月を請求締めを行い、請求書を出力すると、次のように、締め請求金額に対する入金額となり、正しい表示となります。

前回御請求金額	前回分御入金金額	繰越額	今回御買上額	今回御請求額
¥345,660	¥345,660	¥0	¥0	¥0

おわりに

請求先コードを分けずに(締め請求用の)1つの請求先コードで処理すると、手付け 10 万を都度請求するという部分は可能ですが、手付け 10 万が入金された後の請求書(鑑)で、前回分御入金金額に手付け 10 万の入金金額が表示され、結果的に請求残高金額がマイナス金額(不整合)になりますので、ご注意ください。

本運用例の利用をご検討のユーザ様は、弊社コンサルタントもしくは営業にお問い合わせください。

Plaza-i データエクスポート制限機能

はじめに

今回、Plaza-i V2.01.37 で追加されたデータエクスポート制限機能についてご紹介します。

データエクスポート制限

Plaza-i では共通機能としてグリッドからのエクセル出力や帳票の出力といった各種のデータエクスポート機能を提供しています。エクセルを利用して手軽にデータを加工・分析するなど便利にご利用頂いている一方で、データの持ち出しが容易という側面もありました。

このリスクに対応するため、今回、Plaza-i 利用ユーザ別にデータのエクスポートを制限する機能を追加しました。

監査法人やシステム管理者等の社外のユーザがクライアントのデータを見るためのユーザでログインした際に、システムとしてデータのエクスポート機能を行えないように設定できますので、意図しない誤操作によるもの等も含め、データがシステムの外部に出力されるのを防ぐことができます。

ユーザ別に設定可能

ユーザ ID を「データエクスポート制限」対象として設定するだけで、全ての画面で共通機能のデータエクスポートを制限することができます。

データエクスポート制限の内容

グリッドからのエクスポート(エクセルへコピー、ファイル出力等)を制限します。

印刷指示画面からの出力を画面(プレビュー)のみに制限します。

出力先が画面(プレビュー)のみになります。

帳票プレビュー画面で印刷ボタン、印刷設定ボタン、エクスポートボタンを非表示にします。

BAS ユーザ定義サービスを利用したエクセル出力機能を制限します。

詳細は **USR** セットアップ (章)、ユーザ別動作指定マスター (節)、「データエクスポート制限の内容」をご参照下さい。

おわりに

今回ご紹介した機能はグリッドからのエクセル出力や帳票の出力といったシステム共通のデータエクスポート機能について制限をする設定です。**USR** ユーティリティのデータ転送等といった、メニュー自体がデータの出力を意図している画面については、個別にメニューアクセス権限を設定する必要があります。

本機能についてのお問い合わせ、またデータへのアクセス権限の見直し等のご要望があれば、弊社サポート担当者・導入担当者または[弊社 HP 資料請求](#)にてお気軽にお問い合わせください。

ERP とシステムによる効率化

毎度、Plaza-i をご利用いただき、誠にありがとうございます。本稿では、Plaza-i システムについて、ERP の観点から述べてみたいと思います。

ERP は、Enterprise Resource Planning の略称です。業務統合システム(業務統合ソフトウェア)などと訳され、利用されます。意味は、各部署・業務間で散逸している情報をデータとして蓄積(統合データベース化)し、在庫不足や資金不足のリスク低減や、売上拡大が見込める商品等をタイムリーに把握することで、リスクを回避しながら、会社の売上拡大成長を見込み、発展させていくことを想定したシステムです。

販売管理システム、貿易システム、会計システムといった個別システム(複数データベース)では、即時性に欠ける点(各データベース間の数値を手集計する必要がある、リアルタイムな情報共有ができない)がありました。

これらを統合することで、リアルタイムな情報共有ができるようになるという目的で、各企業の導入が進んだのが ERP システムです。

近年は、ウェブ取引が **BtoC** だけでなく、**BtoB** に至るまで拡大していることから、ウェブのオーダーデータを販売管理の受注データや出荷データ、そして最終的に会計にまで連動させたいニーズが増えていると実感します。また、複数の会社を経営している場合にも、最終的に財務・会計報告書類を合算させて見たい、複数会社の経営状況を統合させて把握したいという問い合わせが増えています。

システム化（による効率化）とは

システム化について、簡単に振り返りますと、筆者の母親は税理士ですが、その昔はそろばんを多用しておりました。そして、電卓を使うようになり、今は、皆様と同様に会計のアプリケーションソフトを利用して仕事をしております。

一般企業でも、電卓を多用していた頃までは、各担当者が伝票用紙に手書きし、各部に伝達していたわけです。

システム化には、大きく三つの意味があります。①自動化と②情報共有、そして③意思決定のスピードアップです。

- ① 自動化は、システム（ソフトウェア）によって、データが自動で転記、分類、計算、集計、伝達されることを意味します。
- ② 複数名が利用する組織活動では、各担当がデータを見積や受注、仕訳等の伝票へインプットすると、すぐにその内容を全員が共有できるようになります。これが情報共有です
- ③ 最初のデータインプットがタイムリーであればあるほど上長（意思決定者）の意思決定のスピードも上がるようになります。簡単な説明ではありますが、これらがシステム化のメリットであり、よく使われている言葉、システムによる”効率化”をさします。

※③意思決定のスピードアップは、在庫状況や売上状況、資金繰り状況等のレポート印刷物（＝アウトプット）などを考えていただくと分かりやすいかと存じます。早く分かれば分かるほど有効な手が打てるわけです。

まとめますと、複数システムによって、各業務データを散逸させるより、統合化して、データを一つにまとめて蓄積させる方が、一回のデータ入力内容が、出力までスムーズになり、マスターやシステム外での二重入力（二重管理）が無くなり、売上分析や管理会計もしやすくなります。

おわりに

簡単ではございますが、ERP について、述べさせて頂きました。

会計システムのための利用や販売管理システムのための利用から、システム処理範囲を、より拡張させたい。Plaza-i に蓄積されたデータの分

析をもう少し効率化したい。「新会社設立に伴うシステム対応、ウェブ取引データと販売管理システムとのデータ連携」で効率化したい、またはこれらにお困りな会社様をご存知でしたら、大変お手数でございますが、弊社営業部（TEL：03-5715-3315（内線 81））へお問合せ頂くか、または [HP 資料請求](#)までご連絡いただければ、幸いです。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 28 年 7 月 20 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.37.08

Plaza-i 給与計算システム V2.0.5.43

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) Top 画面の「ニュース」欄にも掲載しております。

企業版ふるさと納税

平成 28 年度の税制改正により企業に地方自治体への寄附を促す「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」が創設されました。

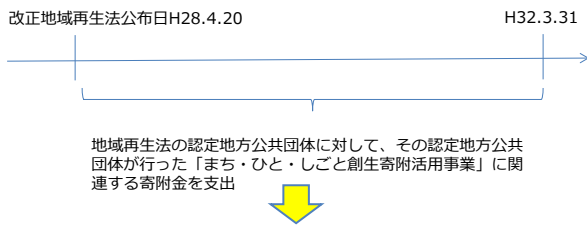
同法は地域再生法の改正法の公布日である平成 28 年 4 月 20 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に支出される寄附金について適用されます。

従来の地方公共団体への寄附に比べて税負担の軽減が倍になるだけでなく、社会貢献へのイメージアップにもつながるため、多くの企業の注目を集めています。

1. 制度の内容

地方公共団体が地方創生のために効果的な事業を進めていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民挙げて当該事業を推進することができるよう、地方創生応援税制が創設されました。

内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附を行った場合には、法人事業税で寄附額の 1 割、法人住民税で寄附額の 2 割を控除、法人住民税で控除しきれない分があれば法人税で控除（寄附額の 1 割が限度）されます。

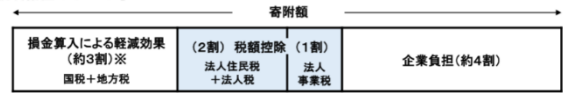


※法人事業税、法人住民税控除額・・・支出寄附金額×下記割合

	H29.3.31以前開始 事業年度	H29.4.1以後開始 事業年度
法人事業税	10% (事業税×20%を上限)	10% (事業税×15%を上限)
法人道府県民税 法人税割	5% (法人税割×20%を上限)	2.9% (法人税割×20%を上限)
法人市町村民税 法人税割	15% (法人税割×20%を上限)	17.1% (法人税割×20%を上限)
法人税	法人住民税で控除しきれなかった額 (法人税×5%を上限)	法人住民税で控除しきれなかった額 (法人税×5%を上限)

現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果（法定実効税率の約 3 割）と合わせて、寄附額の約 6 割に相当する税額が軽減されます。

[税制措置のイメージ]



※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果がある。

(出所：内閣府地方創生推進事務局 HP)

2. 主な流れ

- ① 地方公共団体が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を企画立案し、企業に相談を行い、寄附の見込を立てる
 - ② 地方公共団体から相談を受けた企業が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附の検討を行う
 - ③ 地方公共団体が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請する
 - ④ 内閣府が、「事業」を認定・公表する。地方公共団体も、認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を公表する
企業が、これを見て「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を検討することもできる
 - ⑤ 地方公共団体が、認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施、事業費を確定させる
 - ⑥ 企業が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附の払込を行う
 - ⑦ 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」への寄附を受けた地方公共団体が、寄附を行った企業に対して領収書を交付する
 - ⑧ 企業が⑦の領収書に基づき、地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告し、税制上の優遇措置を受ける
- (出所：内閣府地方創生推進事務局 HP)

3. 最後に

個人版ふるさと納税は、税制優遇も受けられ、地域貢献もでき、地方の特産品をもらえてお得ということで人気が沸騰しています。

一方、企業版ふるさと納税は、寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されているため、どのくらい支持を得るのか注目されています。

ちなみに最初の地域再生計画の認定は 8 月頃、内閣府や地方公共団体のホームページで公表される予定です。

リストラクテッド・ストック(RS)第2回

1. 制度について

平成28年度税制改正において役員報酬の損金不算入制度の見直しとして、役員に対する一定の譲渡制限付株式（いわゆる「リストラクテッド・ストック」）が、事前確定届出給与の範囲に含まれることが明確化されました。これに伴い6月に、経済産業省が導入の手引きを更新しており、制度に関する詳細が公表されています。

損金算入をするための要件を大別すると、以下の2つとなります。

- ① 特定譲渡制限付株式に関する要件
- ② 事前確定に関する要件

今回のニュースレターでは、上記二つの要件を説明します。

2. 特定譲渡制限付株式に関する要件

リストラクテッド・ストックにつきましては、「特定譲渡制限付株式」が役員等に交付されることが要件とされていますが、「特定譲渡制限付株式」について法人税法では以下の4つの全ての要件を満たすことが必要とされています。

① 一定期間の譲渡制限が設けられている株式であること

（詳細）譲渡制限期間について、中期経営計画の対象期間のサイクルと一致させて3～5年といった期間を設定すること等が考えられます。

② 法人により無償取得（没収）される事由として勤務条件又は実績条件が達成されないこと等が定められていること

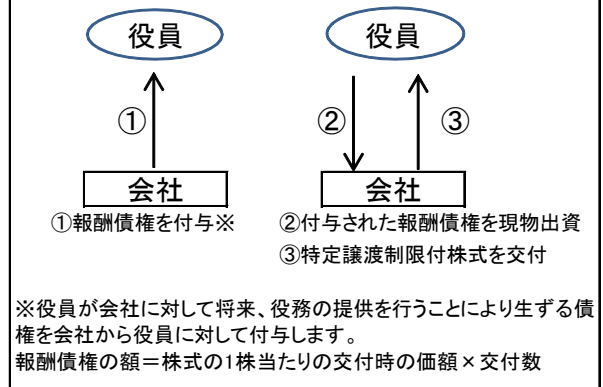
（詳細）役員等が「譲渡制限期間の所定の期間勤務を継続しないこと」、「勤務実績が良好でないこと」といった『役員勤務状況に基づく事由』や「法人の実績があらかじめ定めた基準に達しないこと」といった『法人の業績等の指標の状況に基づく事由』に限られます。

③ 役務提供の対価と引換えに交付される株式等であること

（詳細）役員等に生ずる役務提供に係る債権の現物出資（現金を出資する代わりに物を出資することをいいます。リストラクテッド・ストックの場合、役員将来の役務の提供に係る支給額を債権として出資します。下記イメージ図参

照。）と引換えに交付されるその法人またはその法人の100%親法人の譲渡制限付株式等をいいます。

<イメージ図>



④ 役務提供を受ける法人又はその法人の100%親法人の株式であること

（詳細）役員等が業務に従事する法人の親会社が純粋持株会社の場合等、親子間が事実上一体となっている場合に、子会社の役員等に親会社の株式を交付するニーズがあることを踏まえ、その法人の100%親法人の株式についても対象とされています。

3. 事前確定届出給与に該当する「特定譲渡制限付株式による給与」となるための要件

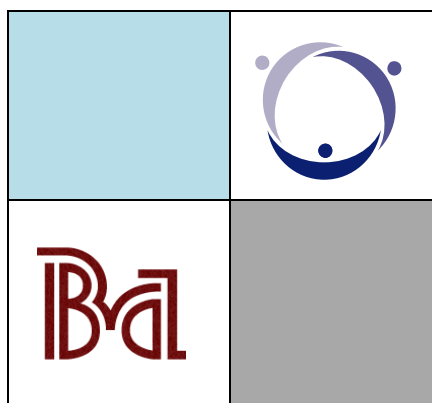
役員職務執行開始当初に、その役員の職務執行期間に係る報酬債権の額（イメージ図①）が確定し、所定の時期までに、役員がその報酬債権を現物出資と引換えに譲渡制限付株式が交付される必要があります。そのため、職務執行開始当初にその報酬債権の額が確定せず、実際の勤務状況や業績状況に応じて、報酬債権の額が決まる場合には、事前確定届出給与に該当しません。

また、当制度を適用する場合には、特定譲渡制限付株式の1株当たりの交付時の価額、交付数、その事業年度において譲渡についての制限が解除された数等に関する明細書を確定申告書に添付する必要があります。

4. 終わりに

リストラクテッド・ストックは事前確定届出給与として損金算入できることとなりましたが、制度を取り入れたにも関わらず法人税の税務メリットがとれないことがないよう、交付する株式が要件に該当するか、また、職務執行の開始当初に報酬額が確定できているか等、事前に確

認をすることが重要となります。また、譲渡制限の定めを付す方法等、会社法の手続きを事前に確認する必要があります。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>